

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 新発田東ショッピングセンター
所在地 新発田市東新町4丁目3964外
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者
（変更前）株式会社ウオロクほか2者
（変更後）株式会社ウオロクほか3者
- 3 変更年月日
平成24年9月26日
- 4 変更の理由
出店テナントが確定したため
- 5 届出年月日
平成24年9月26日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
（なお、新発田市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
平成24年10月5日から平成25年2月5日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp